

鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、保護者である従業員が子育てしやすく、また、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組む企業（事業所及び団体を含む。以下同じ。）と鳥取県教育委員会が協定し、協定を結んだ企業（以下「協力企業」という。）の取組に対して、鳥取県教育委員会が取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、企業の取組を支援することを目的とする。

(対象企業)

第2条 協定締結の対象となる企業は、主に県内において事業活動を行う企業のうち、企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに協力いただける企業であって、次に掲げる取組（以下「家庭教育支援に関する取組」という。）のうち、2つ以上の取組を行おうとする企業とする。

| 項目 | 取組概要 |
|------------------|--|
| 1 学校へ行こう | 参観日や学校行事、研修会等に参加しやすい休暇制度等による職場環境づくりの取組 |
| 2 仕事を語ろう・仕事を見せよう | 子どもたちによる親の職場訪問や学校への出前授業実施や学校行事を支援する取組 |
| 3 子どもの体験活動を広げよう | 親子や家族で参加する体験活動の実施に向けた取組 各自治体で実施される体験的学習活動等休業日に合わせた休暇取得を推進する職場づくりの取組 |
| 4 我が社の子育て支援を進めよう | 上記1～3に準じた「子育て支援」に向けた取組 |

(申込及び協議)

第3条 協定を締結しようとする企業（以下「申込者」という。）は、「鳥取県家庭教育推進協力企業申込書」（様式第1号）（以下「申込書」という。）により鳥取県教育委員会へ申込書を提出するものとする。

2 鳥取県教育委員会は、前項の申込を受けた場合には、申込のあった取組内容を確認するとともに、協定する内容について申込者と協議するものとする。

(協定の締結)

第4条 鳥取県教育委員会は、前条の協議の結果、協定締結が適当と判断したときは、「家庭教育推進協力企業協定証」（様式第2号）（以下「協定証」という。）により申込者と協定を締結するとともに、その旨を公表するものとする。

(協定証)

第5条 協力企業は、協定証を企業内に掲示し全従業員に周知するものとする。

(協力企業の取組)

第6条 協力企業は、申込書に記載した内容に主体的に取り組むものとする。

(鳥取県教育委員会の支援)

第7条 教育委員会は次のとおり協力企業の取組を支援するものとする。

- ・ 県ホームページおよび鳥取県教育委員会の刊行物等による協力企業の取組内容の紹介
- ・ 協力企業に対する家庭教育についての研修会講師の派遣
- ・ 市町村教育委員会への協力企業の取組の紹介及びPR依頼
- ・ 障害者法定雇用率達成事業者等からの物品調達に関する取扱要綱第6条に規定する優遇措置

(協定の期間)

第8条 協定期間は、協定締結の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。但し、期間満了30日前に協力企業から申し出がない場合は、期間を3年間として協定を更新し、以後も同様とする。

(取組実施の報告)

第9条 協力企業は、協定に基づく取組状況について「家庭教育の充実に向けた職場環境づくり取組状況報告書」（様式第3号）により前条に定める協定期間ごと、もしくは鳥取県教育委員会の求めに応じて報告するものとする。

(協定の内容変更)

第10条 協定の内容を変更しようとする企業は「鳥取県家庭教育推進協力企業協定内容変更申込書」（様式第4号）により、鳥取県教育委員会へ変更を申し込むものとする。

(協定の解約等)

第11条 協定の解約をしようとする企業は「鳥取県家庭教育推進協力企業協定解約申出書」（様式第5号）により、鳥取県教育委員会へ解約を申し出るものとする。ただし、第12条に基づき協定を破棄す

る場合は、この限りでない。

(協定の破棄)

第12条 鳥取県教育委員会は、次に掲げる場合には協定を破棄し、その旨を公表することができるものとする。

- (1) 協力企業が協定締結の要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 協力企業が協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組が不十分であると認めた場合
- (3) 上記のほか、協力企業の信用失墜行為があったと認めた場合

(協定証の返還)

第13条 第11条及び第12条により、協定を解約又は破棄した場合は、当該企業は、協定証を遅滞なく返還しなければならない。

(協定証の再発行)

第14条 紛失等で協定書の再発行を依頼する企業は「鳥取県家庭教育推進協力企業協定書再発行申請書」(様式第6号)により、鳥取県教育委員会へ再発行を申請するものとする。

(所掌)

第15条 この要綱に関する事務は、鳥取県教育委員会事務局社会教育課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。(一部改正)
- 2 この要綱施行の際、すでに協定を締結している企業の協定期間については、改正後の鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月12日から施行する。(一部改正)ただし、第15条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、すでに協定を締結している協力企業に対しても改正後の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。(一部改正)